

## 令和 元 年度 政務活動費支出整理簿

会派名 きずなクラブ

氏 名 冷水 保

項 目	事務所費		支 出 内 容
費 目	賃借料		
整理番号	月 日	支出額 (円)	
1	5 / 24	25,000	5月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
1	5 / 24	25,000	6月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
2	6 / 28	25,000	7月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
2	7 / 29	25,000	8月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
3	8 / 26	25,000	9月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
3	9 / 25	25,000	10月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
4	10 / 28	25,000	11月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
4	11 / 25	25,000	12月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
5	12 / 23	25,000	1月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
5	1 / 27	25,000	2月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
6	2 / 25	25,000	3月分 賃借料 (政務活動費分) 50,000円×1/2 (案分率)
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
小 計		275,000	備 考
合 計		275,000	

※案分による支出の場合は、案分率等を支出内容欄に記入してください。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	/
領収書等貼付欄					

領 収 書

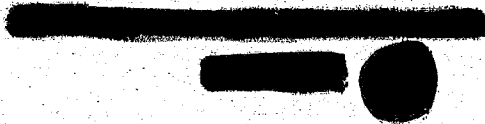
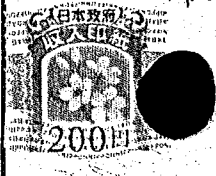
八戸市議会きずなクラブ様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 5月分として

令和元年 5月 24日 上記正に領収いたしました



領 収 書

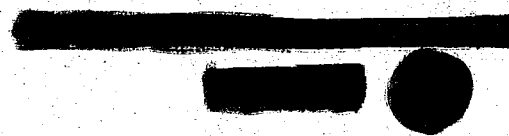
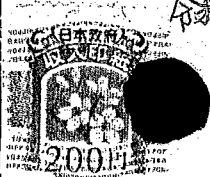
八戸市議会きずなクラブ様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 6月分として

令和元年 5月 24日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	2
領収書等貼付欄					

領 収 書

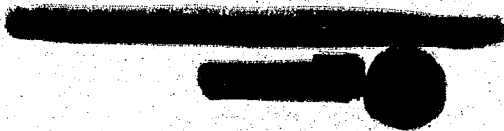
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 7月分として

令和元年 6月28日 上記正に領収いたしました



領 収 書

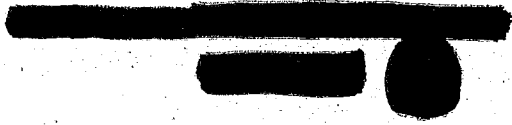
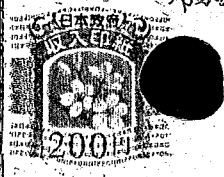
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 8月分として

令和元年 7月29日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	3
領収書等貼付欄					

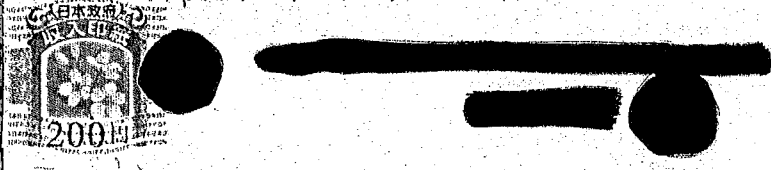
**領 収 書**

八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額  
¥50,000

但 事務所賃貸料として 9月分として

令和元年 8 月 26 日 上記正に領収いたしました



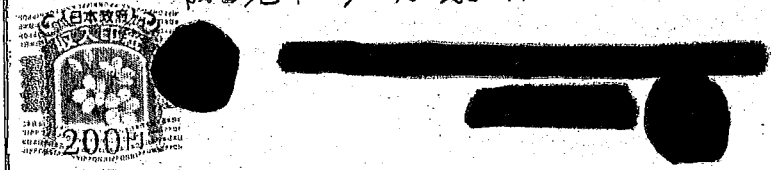
**領 収 書**

八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額  
¥50,000

但 事務所賃貸料として 10月分として

令和元年 9 月 25 日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	4
領収書等貼付欄					

**領 収 書**

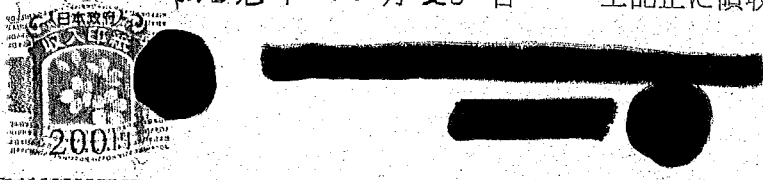
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 11月分として

令和元年 10月28日 上記正に領収いたしました



**領 収 書**

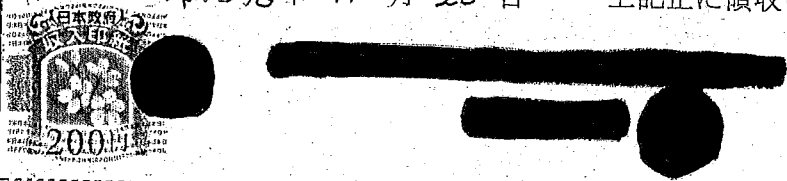
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 12月分として

令和元年 11月25日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領 収 書 等 貼 付 用 紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	5
領収書等貼付欄					

**領 収 書**

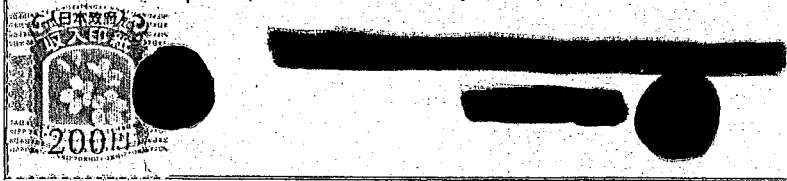
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 1月分として

令和元年 12月 23日 上記正に領収いたしました



**領 収 書**

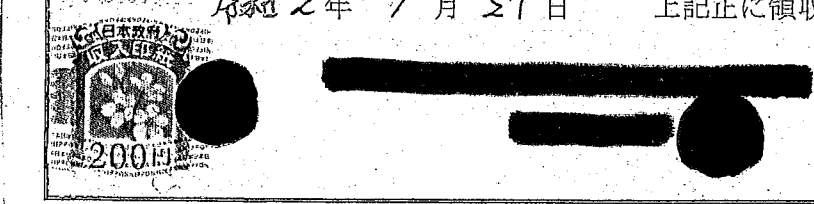
八戸市議会きずなクラブ 様

領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 2月分として

令和2年 1月 27日 上記正に領収いたしました



※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

領収書等貼付用紙

項目	事務所費	費目	賃借料	整理番号	6
領収書等貼付欄					

**領 収 書**

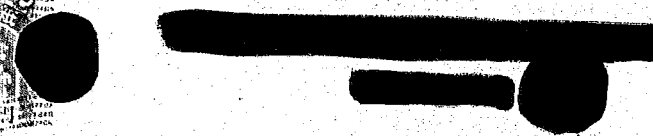
八戸市議会きずなクラブ 様

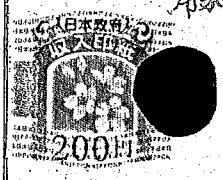
領収金額

¥50,000

但 事務所賃貸料として 3日分として

令和2年 2月 25日 上記正に領収いたしました





※ 領収書等の原本は、用紙に重ならないように貼り付けること。

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 [redacted] と賃借人 きずなクラブ  
との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第1条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 ハヤシ高台5丁目 [redacted]

鉄板造鉄板葺 建 / 棟

床面積 / 階 10.48 平方メートル

第2条 賃貸借の期間は 2017年5月1日 から 2022年11月30日 までの 5 年間とします。

第3条 賃料は1か月金 50000 円也とし、賃借人は毎月 末 日までに 翌 月分を賃貸人の住所に轉送して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第4条 賃貸人は敷金として金 0 円也を賃借人から申し受けるものとします。

第5条 賃借人は、建物を 事務所 に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第6条 賃借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

1. 建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。
2. 賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

第7条 賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで直ちに本契約を解除することができるものとします。

1. 2か月分以上賃料の支払いを怠ったとき。
2. 賃料の支払いをしはばし延滞し、その延滞が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。
3. その他本契約に違反したとき。

第8条 建物の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

第9条 賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によって建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

第10条 賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

第11条 敷金には利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第9条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃貸人は敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。

第12条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第9条の損害賠償金額があるときはこれを差し引いてその残額を返還するものとします。

第13条 賃借人は、建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第14条 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第15条 この契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第1審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第16条 (特約事項)

上記のとおり契約が成立しましたので、本契約書  
2通を作成し、各自署名押印のうえ、各1通を所持します。

2017年5月1日

賃貸人 現住所 [redacted]  
氏名 [redacted]

賃借人 現住所 ハヤシ高台5丁目  
氏名 きずなクラブ

連帯保証人 現住所 孝地銀行  
氏名 [redacted]